

国民年金システム標準化研究会

(第3回) 議事要旨

日時：令和4年3月22日(火) 14:00~16:00

場所：オンライン開催

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治 株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨 公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役
林 友美 神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
藺草 光一 江戸川区生活振興部地域振興課 課長
里石 めぐみ 高松市市民政策局市民課 課長
徳市 直之 高岡市福祉保健部保険年金課 課長
川嶋 恵美子 下野市市民課 課長
日名子 大輔 株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部
出野 寛幸 株式会社TKC 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部(深谷 瞬 住民情報システム開発センター住民情報システム技術部の代理出席)
川江 祐介 日本電気株式会社 公共システム開発本部住民情報グループ 主任
山崎 高広 株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久 富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史 株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任技師

(オブザーバー)

上野 耕司 厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一 デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー
丸尾 豊 デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
田尻 和広 日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
濱田 幸征 日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ参事役(和田 大 日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長の代理出席)
樋口 俊宏 厚生労働省年金局事業管理課 課長
鎌倉 静香 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐
濱村 明 厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- (1) 意見照会の実施報告
- (2) 標準仕様書案について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

【意見交換(概要)】

(1) 意見照会の実施報告

- 第二回研究会の後に実施した、全国 71 自治体及び 6 事業者を対象とした意見照会の結果を報告する。なお、第二回研究会において意見照会の対象事業者の拡大に関するご意見があったが、今回は 6 事業者のみとし、令和 4 年度の全国意見照会の際に対象を広げて意見を募る整理とした。また、意見照会にて自治体及び事業者からいただいたご意見に対し要件種別の変更が必要となるケースについて、判断基準を設定したうえで標準仕様書(案)に反映した。意見照会の結果、全 71 自治体及び 6 事業者のうち 38 自治体及び 6 事業者よりご意見を賜り、総計で 1,122 件のコメントをいただいた。標準仕様書本紙については、指摘事項 14 件、質問 10 件、討議事項 0 件を賜った。標準業務フローについては、指摘事項 33 件、質問 19 件、討議事項 0 件を賜った。機能・帳票要件一覧については、指摘事項 648 件、質問 229 件、討議事項 58 件を賜った。帳票詳細要件については、指摘事項 66 件、質問 11 件、討議事項 0 件を賜った。帳票レイアウトについては、指摘事項 15 件、質問 19 件、討議事項 0 件を賜った。また、標準仕様書全体に対するご意見については、内容を精査の上、必要に応じて令和 4 年度以降に対応することを想定している。(事務局)
- 資料 1 の P.8 に記載のある「「必須」「オプション」見直しの判断基準」において「変更要望が半数以上」と記載されているが、意見照会の対象である 71 自治体の半数ということか。
(構成員)
- 各機能等に対して頂いた意見の内の半数という意味である。例えば、1 機能に対し 8 件のご意見を頂いている場合、半数は 4 件となる。(事務局)
- 承知した。オプションから必須への要件種別の変更要望が 2 件～半数未満の場合は「法令等の根拠が明確な場合は変更する」とされているが、法的根拠があることとシステム化が必須であることは同一ではないため、法的根拠の有無により判断するのではなく、一律、討議事項として全国意見照会にて意見を募る方が良いのではないか。また、必須あるいはオプション機能の追加についても、2 団体以上という基準を設けるのではなく、必須もしくはオプシ

ョンとした上で、全国意見照会において必要であるという意見が半数以上である場合に標準仕様書に反映する方が良いと思われる。(構成員)

- 法的根拠とシステム化の要否というのは別の判断であり、全国意見照会において確認すべきとの指摘と理解した。申し送り事項とし、令和4年度にて検討することとしたい。(事務局)
- ご意見を踏まえた「必須」「オプション」見直しの判断基準において、半数以上等の数だけでの判断とすることは適切でないとする。自治体の規模によっても必要な機能が変わってくる部分もあり、意見の内容を踏まえ、「必須」「オプション」を検討いただきたい。また、オプションから必須に変更されたものに関して、事務上必要か疑義のあるものも存在するため、今後どのように整理されるのかお教え頂きたい。(構成員)
- ご指摘の通りであるとする。1点目については、作業の都合上、まずは基準を設定した上で見直しを判断したものである。2点目については、最終的に研究会において内容を協議し、判断するものとの理解である。(事務局)

(2) 標準仕様書案について

- 「資料2 標準仕様書案について」に沿って、業務フローに係る討議事項1点、機能・帳票要件に係る討議事項3点についてご説明する。業務フローに係る討議事項の論点①は、所得証明における証明書作成後の取り扱いについてである。年金生活者支援給付金の受給権者は日本年金機構から受領した書類を自治体に持参して所得証明を受けるケースがあるが、所得証明を受けた後のフローについて、証明書を受給権者へ交付するパターンと証明書を自治体から日本年金機構へ送付するパターンの双方に対応するフローへ変更することについてご議論いただきたい。機能・帳票要件に係る討議事項の論点①は他公的年金記録に係る機能の取り扱いについてである。これまで他公的年金記録の管理機能は不要とのご意見を多くいただいていたが、一部自治体で利用するとの背景から残していた。ただし今回の意見照会でも国民年金業務の対象外とのご意見を改めて多くいただき、なおかつ本機能は、標準化対象外の業務である「窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」にて利用されるため、実装不可機能と整理してよいかご議論いただきたい。論点②は第2号被保険者情報に係る機能の取り扱いである。第2号被保険者情報については、論点①と同様の経緯・理由から実装不可機能としてよいかご議論いただきたい。論点③は受給額等試算に係る機能の取り扱いについてである。経緯については論点①、②と同様であるが、本機能は標準化対象外の業務である「窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談」に該当し、かつ受給額の試算は日本年金機構へ照会して情報を取得しているケースが多く、また住民自身によってねんきんネット上で試算できるサービスの普及を推進しているとの背景から、実装不可機能としてよいかご議論いただきたい。(事務局)
- 業務フローの論点①について、業務フローに記載があるとおり、第1号被保険者期間のみを対象とする住民に限り所得証明は法定受託事務となっている。第2号または第3号被保険者期間を含む住民については、窓口にて対応依頼があっても国民年金としては対応せず、個人住民税担当に対応いただいている。第1号被保険者期間のみを有する住民に限定する理

由は、基本的には自治体の国民年金担当では所得証明を行う権限を有していないものの、第1号被保険者については住民から届出を受け付けて日本年金機構へ送付するフローに限り所得証明が可能となるためである。所得証明を住民へ交付する場合、証明に係る手数料が発生する上、所得を証明する権限も有していない。以上のことから、日本年金機構へ所得証明を送付するフローが原則と考える。機能・帳票要件の論点①、②については、可搬型窓口装置があれば自治体にて情報を把握できるため、実装不可機能とする対応で異論はない。論点③について、年金受給額の試算は日本年金機構が管理する納付記録等が必要であり、なおかつ自治体で正確な試算が必要となるケースも少なく、実装不可でよい。一方、年金生活者支援給付金については、給付可否や給付額の見込みに係るご相談が多く、神戸市では年間2,000件程度発生しているため、シミュレーション機能は現場から強い要望がある。通常の年金受給額試算と比較して年金生活者支援給付金の試算が必要なケースが多く、オプション機能として残してほしい。(構成員)

- 業務フローの論点①について、基本的には必要とする住民自身で証明書を取得いただく対応としている。当区では住民が最寄りの区民事務所にて住民票をはじめとした各種関連書類を取得することが可能である。機能・帳票要件の論点②については、各事務所にて可搬型窓口装置を配置しているため、標準化対象外とすることに異論はない。詳細な記録を把握したい住民に対しては年金事務所へ確認するようご案内している。機能・帳票要件の論点③について、江戸川区では年金生活者支援給付金の詳細な試算は不要である。対象者に対しては、申請後に年金事務所から送付される決定通知をもって給付額をご確認いただくようご案内している。(構成員)
- 機能・帳票要件の論点①、②、③はいずれも可搬型窓口装置で取得した情報に基づきご案内しており、標準化の対象外とすることに異論はない。なお、年金生活者支援給付金の試算機能はあると便利と思われるが、現状業務としては必要としていない。(構成員)
- 業務フローの論点①について、日本年金機構から受給者本人に提供が依頼される所得証明であるため、自治体の国民年金担当へ照会する対象ではないと考える。また、受給権者から所得情報の確認の依頼を受ける場合であっても個人住民税担当にて対応すべきであり、国民年金担当での対応は想定していない。機能・帳票要件の論点①、②については、一部自治体で利用されているのであればオプションとして残すことでよいのではないかと。論点③については、国民年金業務の範囲外との理由から、試算機能、納付記録管理機能、年金額管理機能は不要であると考え。(構成員)
- 業務フローの論点①について、当市においても国民年金担当では対応しておらず、必要であれば個人住民税担当が対応しているため、住民への交付は不要と考える。機能・帳票要件の論点①、②については、可搬型窓口装置を利用しており国民年金システムで管理する必要はないため、実装不可とすることに異論はない。論点③については、当市においても給付に係る問い合わせは少なく、試算も都度手作業で行っておりシステム化は不要である。(構成員)
- 機能・帳票要件の論点③について、年金受給額の試算と年金生活者支援給付金の試算は切り分けて考えるべきである。年金受給額の試算は、請求時に年金事務所をご案内するため、神戸市でもほとんど発生しない。年金生活者支援給付金については請求に係るご相談が多い

ため、年金生活者支援給付金の試算のみでよいのでオプションとしていただきたい。業務フローの論点①については、所得証明が必要となるケース自体が少ないが、今回議論すべきは、第1号被保険者期間のみ有する住民の所得証明であることを前提とした上で、①受給者への交付と日本年金機構への送付で二つのフローを用意すべきか、と②受給者への交付を原則とすべきか、と考える。なお、②については日本年金機構への送付を原則とすべきと考える。(構成員)

- 議論すべき内容は相違ない。第1号被保険者期間のみ有する住民の所得証明であることを前提とした上で、提出を受けた所得証明をどのように取り扱うかということである。(事務局)
- 厚生労働省からの通知に基づき受給者への交付が原則であるとの点について、個人住民税担当が所得証明を行う点で自治体が証明するとの考え方に相違ないが、国民年金担当が証明するとの考え方は誤っているのではないかと。(構成員)
- 結論としては、持ち帰り確認し、確認後に改めてご提示させていただく。なお事前確認では、受給者本人に年金事務所へ届けていただくとマニュアルに記載されていることを確認している。(オブザーバー)
- 業務フローの論点①については、受給者へ交付するフローと日本年金機構へ送付するフローを併記する方針に異論はない。機能・帳票要件の論点①～③についても、実装不可とする方針に異論はない。(構成員)
- ここまでのご意見をまとめると、業務フローの論点①については、所得証明を受給者へ交付するフローを原則とするかを年金局にご確認いただいた上で、業務フローへ反映する方針とする。機能・帳票要件の論点①、②については実装不可機能とする。論点③については、不要意見が多いため、多数決では実装不可となるが、研究会としての結論を確認したい。(事務局)
- 必須機能ではなくオプション機能としての要望であり、ぜひ残していただきたい。可搬型窓口装置やねんきんネット等で試算が可能であれば実装不可でもよいが、年金生活者支援給付金の試算は日本年金機構のシステム上では不可能であると認識しており、業務でも利用しているとの背景からオプションとして残すべきだと考える。(構成員)
- 意見照会において、論点③について他にも要望する意見はあったか。(構成員)
- 特にいただいていない。(事務局)
- 今年度の結論としては実装不可機能とし、来年度以降の意見照会でオプションに係る要望がないか確認して判断する方針でよいか。(構成員)
- 今年度で決めるべき点は決めた方が良く、今回結論を出すべきではないか。(構成員)
- では、機能・帳票要件としては実装不可とするが、来年度の意見照会時のご意見を踏まえ必要に応じて再度検討する方針ではどうか。(構成員)
- 自治体規模により必要な機能は変わるため、研究会における多数決で実装不可機能を決定した場合、構成員以外の自治体において影響が出るケースが多数発生する可能性がある。よって来年度への申し送りではなく、今年度の結論としてオプション機能として残すべきと考える。(構成員)

- 今後数年間は必要となる業務であり、業務負荷も大きいため、必須機能ではなく、オプションとして残していただきたい。(構成員)
- 本件は政令市特有の要件との見方もあると考える。現在は、政令市特有の要件は機能・帳票要件一覧の備考に補記する整理としているが、政令市向けの標準仕様書は今後作成する計画はあるか。もしくは現在作成の標準仕様書にて補記している形となるか、デジタル庁の考え方を確認したい。(事務局)
- 本機能を実装不可とした場合、完全に実装ができない状況となるため、自治体規模に応じて必要なケースがある場合はオプションとして残すべきである。政令市向けの標準仕様書については、政令市とそれ以外で機能・帳票要件がどの程度異なるか次第ではあるが、1機能であれば補記する対応のみでよいと考える。(オブザーバー)
- 政令市というよりは大規模自治体という捉え方が適切と考える。大規模自治体向けのオプション機能は、実際に必要なケースが本事業以外でもあるため、構成員における多数決だけで決定することに違和感はある。神戸市からの意見は、大規模自治体として必要であると捉えるならばオプション機能として残す方針で問題ないと考える。(構成員)
- 大規模自治体向けのオプション機能として残す方針で問題ないと考える。ただし、他の多くの自治体も責任をもって意見を出しているため、今後はその意見も取り入れていただきたい。(構成員)
- 江戸川区としては実装不要だが、大規模自治体向けの機能として残すことに異論ない。(構成員)
- 一部自治体で利用していることから機能を残すとの方針に異論はない。なお、高松市では数件程度にも関わらず神戸市にて 2,000 件の問い合わせが発生している点について、そもそも日本年金機構として問い合わせを抑えるための対応が必要ではないか。(構成員)
- 年金生活者支援給付金は年に一回審査を行っているが、神戸市では毎月該当者になった住民に対し、給付に向けた勧奨を協力連携事務として行っており、その影響で問い合わせが多く発生している。(構成員)
- オプションとして残す方針で異論はない。(構成員)
- 以上の議論から、論点③については年金生活者支援給付金の試算機能をオプションとして残す方針とする。(構成員)
- 今回の討議事項ではないが、第三回研究会までに追加でいただいたご意見について、ご説明させていただく。機能・帳票要件の No. 204, 221 について、免除に係る日本年金機構への報告書作成機能を定義していたが、当該免除は申請書自体を日本年金機構へ送付しており、報告書作成機能は不要であるため、機能を削除する。標準仕様書本紙の(5)基幹系他システム連携機能について、連携項目を定義する必要があるため、機能・帳票要件一覧にて定義する。(事務局)

[会議後追記]

標準業務フローにおける論点①について、厚生労働省年金局にて持ち帰り確認した結果、要領等では分岐を前提とした事務処理が記載されており、また、国民年金窓口担当から申請者に対し所得状況届の交付(発行)を行う市区町村も想定されることから、フローに分岐を

記載する、第三回研究会提示案を基本とした上で、以下を修正することとし、見直し版の標準仕様書（案）を構成員へ展開した。

- ・ 「交付」の文言を「通知」に変更
- ・ 分岐の説明について、いずれの分岐も「申請者の希望による」へ変更

（3）今後の進め方について

- まず、今年度の今後の進め方についてご説明させていただく。本日の討議結果を踏まえ、年度内に標準仕様書（案）を最終化し、構成員の皆様へ展開する。ご提示後にご意見がなければ標準仕様書（案）を確定とさせていただく。次に令和 4 年度以降の進め方についてご説明させていただく。令和 4 年 4 月より全国意見照会準備、5～6 月にて全国意見照会を実施、7～8 月にて研究会にて討議を行い、令和 4 年 8 月末までに標準仕様書第 1.0 版を定める予定である。その後、令和 4 年 10 月以降、中長期的課題や法改正、制度変更への対応等を図るため、標準仕様書の改訂を進める。事業者においては、令和 4 年 9 月～令和 5 年 4 月にて標準仕様書第 1.0 版に基づきパッケージの開発を進めていただく。自治体においては、標準仕様書第 1.0 版の策定後、準備ができた自治体から順次、標準準拠システムへの移行準備に着手いただく。また、令和 4 年度以降の検討事項としては、①年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応②業務の横断的整理と機能要件への反映③年金機構側のシステムとの連携④オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義の 4 点と考えている。なお、データ要件・連携要件側の確認結果を国民年金システム側の標準仕様書に反映する必要がある場合、関係部局等と内容を調整した上で、標準仕様書に反映する想定である。（事務局）

（4）その他

- 先ほどデータ要件・連携要件に言及があったが、補足として現在の検討状況及び、今後の作業見込みをご説明させていただく。各関係省庁を含めて、第一、及び第二グループのデータ要件・連携要件の作成作業を進めている。令和 4 年 5 月に全国意見照会を実施する想定であり、その際に皆様にご確認いただけるものとする。また、その過程において各システム横並びでデータ項目・連携要件について抜け漏れを確認させていただく。そして令和 4 年 8 月までにデータ要件・連携要件の 1.0 版を作成する。皆様にはデータ要件・連携要件の確認においてご負担をお掛けすることもあるかと思われるが、引き続きご協力をお願いしたい。（オブザーバー）
- 本日の討議結果を標準仕様書（案）へ反映するとともに、議事概要を作成し、皆様にご提示するためご確認頂きたい。今年度の研究会は本日をもって閉会となる。来年度以降も国民年金等システム標準化の取り組みは続くため、引き続きご協力を賜りたい。（事務局）

以上